

【共同住宅・集合住宅の所有者・管理会社のみなさまへ】
共同住宅における親メーターと子メーターの差水料金の請求について
～ 令和 8 年 12 月使用分(令和 9 年 2 月検針分)から対象となります ～

共同住宅・集合住宅の水道における「差水」とは、アパートやマンションなどの親メーター(全体を計量する水道メーター)の数値と、各戸の子メーター(各部屋のメーター)の合計使用水量との間に生じるズレ(差額の水量)のことです。

【 差水が発生する主な原因 】

- ① 共用部分での使用：廊下の清掃や庭木の散水など、子メーターを通らない共用栓での水利用。
- ② 敷地内漏水：親メーターから各戸の子メーターに至るまでの埋設管や共用部分での水漏れ。

【 検針で差水が発覚した際の対応 】

- ① 村は検針誤りがないか、再度検針を行います。
- ② 村は、現場の状況(メーター故障、受水槽の漏水、子メーターを通らない無届の蛇口、水道管の漏水)がないか確認します。

◀ 村管理側に漏水や原因が無い場合 ▶

- ③ 村から所有者または管理会社へ差水が発生している旨の連絡・説明をします。
- ④ 所有者または管理会社は、所有者・管理会社管理側で漏水等が発生していないか点検を行ってください。
- ⑤ 所有者または管理会社は、水道工事業者へ漏水箇所の修繕工事を依頼し、自費にて修繕をしてください。
- ⑥ 村は、親メーターと子メーター合計の差水量が一定割合(8%)を超えた場合、所有者または管理会社へ超過分の水道料金を請求します。

4世帯のアパートの場合 親メーター 100 m³ 子メーター(4世帯)合計 80 m³

差水料金計算例：100 m³ - 80 m³ = 差水 20 m³

100 m³ × 8% = 8 m³

差水 20 m³ - 差水 8%分 8 m³ = 12 m³

差水超過分 12 m³ × 家庭用超過料金 121 円 = 1,452 円

超過分 1,452 円 + メーター使用料 130 円(2 か月分) + 消費税(10%)158 円 = 1,740 円

請求額 1,740 円

※ メーター使用料は
口径により異なります

